

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公表番号】特表2013-540683(P2013-540683A)

【公表日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2013-529227(P2013-529227)

【国際特許分類】

C 01 B 31/02 (2006.01)

C 03 C 25/10 (2006.01)

C 03 C 17/22 (2006.01)

【F I】

C 01 B 31/02 1 0 1 F

C 03 C 25/02 N

C 03 C 17/22 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月23日(2015.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

ある実施形態では、ガラス基材上に成長したカーボン・ナノチューブを、化学的又は機械的に基材に付着することができる。本発明方法によってガラス基材上に成長したカーボン・ナノチューブ(すなわち、導入されたカーボン・ナノチューブ)は、予め合成されたカーボン・ナノチューブを単純なファンデルワールス吸着相互作用(van der Waals physiosorption interaction)によって適所に保つよりも強力に付着される。したがって、その上にカーボン・ナノチューブを成長させた本発明のガラス基材は、予め形成したカーボン・ナノチューブ(例えば、カーボン・ナノチューブの溶液又は懸濁液(suspension)から)をその上に付着させたガラス基材とは区別される。さらに、ガラス基材上に直接カーボン・ナノチューブを成長させることによって、個別のカーボン・ナノチューブとして実質的に切り離された状態でカーボン・ナノチューブを得ることができる。ある実施形態では、ガラス基材に直接的にカーボン・ナノチューブを結合できる。他の実施形態では、カーボン・ナノチューブの合成を媒介するために用いられる触媒物質及び/又はガラス基材上に析出させた非触媒物質を介して、ガラス基材に間接的にカーボン・ナノチューブを結合できる。